

平成28年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《神戸新交通株式会社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(3) 意見 ① 規程の遵守と見直しについて 会社の業務執行にあたり、副社長以下の専決規程（平成11年4月改定）を定めている。専決権者が不在であるため、もしくは専決の定めがないため、社長決裁とすべきものについて、次のような事例があった。 規程に基づいた事務処理を行われた。また、専決権者である副社長及び専務が長期間不在であり、事務効率化の観点から規程の見直しも検討されたい。	専決の誤りは、事例一覧の「港湾施設専（占）用使用許可」から「公有財産使用許可」については、副社長、専務が不在となった時点で本来社長決裁とすべきところ、誤って下位の専決権者の区分としたこと、また、「工場又は事業用地敷地面積等届出書」については、市への許認可等を得るための届出ではなく、港湾整備負担金の算定資料の届出であるため、「負担金、会費その他これに類するもの」の専決区分である部長決裁としていたことが原因である。 これらの決裁について、すでに規程に基づいた決裁区分となるよう改善した。 さらに、「専決権者である副社長及び専務が長期間不在であり、事務効率化の観点から規程の見直しを検討すること」との指摘も踏まえ、現在の会社組織に合わせた専決区分となるよう、規程の見直しを行い、平成29年1月1日から施行した。	措置済